

10:04 受

1/2

様式9-1(1/2)
(第18502報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

平成30年 8月12日 9時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第12993報他でお知らせした、地下貯水槽周辺の観測孔において全ベータ放射能が上昇した事象、及び第13274報他でお知らせした、地下貯水槽i南西側及び北東側の漏えい検知孔水において全ベータ放射能が上昇した事象について、下記のとおり水の分析を実施しましたので、お知らせします。 ・地下貯水槽 トリチウム分析結果 [採取日 8月10日] 今回の分析結果は、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。 引き続き、地下貯水槽周辺の監視を行うとともに、全ベータ放射能が上昇した原因を調査していきます。 【公表区分：D続】 ※添付の有・無
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2018年8月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

地下貯水槽 トリチウム分析結果(2018年8月10日分)

地下貯水槽(ドレン孔水)														
	i		ii		iii		iv		v		vi		vii	
	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北西側	南東側	北西側	南東側	北東側	南西側
採取日											8月10日		8月10日	
採取時刻											7:47		7:57	
トリチウム(Bq/L)											1,800		230	

半減期 トリチウム:約12年

地下貯水槽(漏えい検知孔水)														
	i		ii		iii		iv*		v*		vi		vii*	
	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北東側	南西側	北西側	南東側	北西側	南東側	北東側	南西側
採取日											8月10日			
採取時刻											7:41			
トリチウム(Bq/L)											ND(230)			

半減期 トリチウム:約12年

(注1)トリチウムは月1回分析を行っている。
 (注2)NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。
 *漏えい検知孔iv、v、viiは、採取対象としていない。

10:04 受

1/2

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第18503報)

平成30年 8月12日 9時50分
内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第8137報他でお知らせした、1号機放水路立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。 ・福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果 [採取日 8月10日] 今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。 【公表区分: その他】
その他の事項の対応(注3)	※添付の有・無 なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2018年8月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一 廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果

単位:Bq/L

	1号機放水路立坑水		2号機放水路立坑水	
	上流側	下流側	上流側	下流側
採取日	8月10日	8月10日	8月10日	8月10日
採取時刻	10:44	10:21	10:33	10:24
Cs-134(約2年)	65	74	250	9.0
Cs-137(約30年)	720	800	2,500	99
全β	840	2,200	2,900	230
H-3(約12年)	ND(120)	390	ND(120)	300

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

12=06

1/1

~~様式0-1(1/2)~~

応急措置の概要(原子炉施設)

(第1850.4報)

平成30年 8月 12日 12時 00分	
内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿	
第25条報告	報告者名 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 原子力防災管理者 磯貝 智彦
	連絡先 0240-30-9301
原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日10時08分に1号機原子炉建屋周辺に設置しているサブドレンピットNo. 206において、水位計偏差大の警報が発生し、サブドレン水位の監視ができなくなりました。</p> <p>このため、11時15分、実施計画第1編第26条(建屋に貯留する滞留水)26-2で定める運転上の制限「各建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足できないと判断しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置 10時14分に1号機原子炉建屋周辺のサブドレンピットの揚水ポンプを停止した。 ・ 影響拡大の有無 準備が出来次第、当該サブドレンのサンプリングを行う。 ・ 外部への影響 プラントパラメータ、モニタリングポスト、排水路モニタなどには異常はない。 ・ 検尺 当該サブドレンピットの水位を実測する。 <p>現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：B】</p> <p>※添付の有・無 <input checked="" type="radio"/> 無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

15:09 受

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第18505報)

平成30年8月12日 14時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [8月12日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果 [採取日 8月11日] ・福島第一原子力発電所構内排水路分析結果 [採取日 8月11日] ・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水 [採取日 8月11日] ・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水 [採取日 8月11日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクBの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、8月13日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果 [採取日 8月8日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/3

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2018年8月12日 11:00 現在

【留意事項】
 各計測器については、地震やその他の緊急事態の影響を受けて、通常の計測値と異なる値を示しているものもあり、正しく測定されていない可能性があります。また、このように計測値の異なる計測器も存在している。プラントの状態を把握するために、このように計測値の異なる計測器の計測値が正常であることを確認し、必要に応じて、計測器の計測値から得られる情報を活用して状況の把握にも留意して総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系：1.4m ³ /h CS系：1.4m ³ /h (8/12 11:00 現在)	給水系：1.4m ³ /h CS系：1.4m ³ /h (8/12 11:00 現在)	給水系：1.4m ³ /h CS系：1.4m ³ /h (8/12 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1) : 27.3°C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1) : 27.1°C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2) : 27.1°C (8/12 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3) : 33.1°C RPV温度 (TE-2-3-69R) : 34.6°C (8/12 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1) : 31.7°C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1) : 30.8°C (8/12 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A) : 27.4°C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F) : 27.1°C (8/12 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B) : 33.0°C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1) : 33.2°C (8/12 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A) : 32.0°C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1) : 30.3°C (8/12 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.55kPa.g (8/12 11:00 現在)	2.27kPa.g (8/12 11:00 現在)	0.32kPa.g (8/12 11:00 現在)	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH) : 13.60Nm ³ /h (JP-A) : 14.05Nm ³ /h (JP-B) : -Nm ³ /h PCV : -Nm ³ /h (8/12 11:00 現在)	RPV : 11.25Nm ³ /h PCV : -Nm ³ /h (8/12 11:00 現在)	RPV : 16.37Nm ³ /h PCV : -Nm ³ /h (8/12 11:00 現在)	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	19.6m ³ /h (8/12 11:00 現在)	15.84Nm ³ /h (8/12 11:00 現在)	16.50Nm ³ /h (8/12 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系：0.00vol% B系：0.00vol% (8/12 11:00 現在)	A系：0.06vol% B系：0.05vol% (8/12 11:00 現在)	A系：0.01vol% B系：0.01vol% (8/12 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系：指示値 1.02E-03 検出限界値 4.30E-04 B系：指示値 1.11E-03 検出限界値 3.90E-04 (8/12 11:00 現在)	A系：指示値 ND 検出限界値 1.6E-01 B系：指示値 ND 検出限界値 1.5E-01 (8/12 11:00 現在)	A系：指示値 ND 検出限界値 2.4E-01 B系：指示値 ND 検出限界値 2.4E-01 (8/12 11:00 現在)	Ba/cm Ba/cm
使用済燃料プール 水温度	32.9°C (8/12 11:00 現在)	33.5°C (8/12 11:00 現在)	32.3°C (8/12 11:00 現在)	22.6°C (7/20 11:00 現在) ※5
FPC 1号機 水位	2.35m (8/12 11:00 現在)	4.60m (8/12 11:00 現在)	3.23m (8/12 11:00 現在)	67.03X100mm (8/12 11:00 現在)

【計測値に関する事項】
 ※1：指示値がマイナスの場合は0.00vol%と記載する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測精度によりマイナス表示される場合があるため)
 ※2：指示値が検出限界値未満の場合はNDと記載する。
 ※3：指示値が検出限界値未満の場合はNDと記載する。
 ※4：窒素封入流量、圧力で異常値を示しているものを記載する。
 ※5：4号機使用済燃料プール水位系一次系ポンプ停止中のため、4号機使用済燃料プール水温度に関しては至近のデータに記載。

2018年8月12日

集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果

I-131 (Bq/L)

Table with columns for measurement date (7/22 to 8/11) and location (1-9). Data includes I-131 concentrations in Bq/L and detection status (e.g., ND, ※1).

Cs-134 (Bq/L)

Table with columns for measurement date (7/22 to 8/11) and location (1-9). Data includes Cs-134 concentrations in Bq/L and detection status (e.g., ND, ※1).

Cs-137 (Bq/L)

Table with columns for measurement date (7/22 to 8/11) and location (1-9). Data includes Cs-137 concentrations in Bq/L and detection status (e.g., ND, ※1).

※1-はサンプリング・測定を準備していないことを示す。
※2は⑥が採取不可となったため、地下水流の上流側として選定し、選1回程度の頻度で測定(2011/4/29~)
※3は地下水流の下流側であることから、追加で測定(2011/5/26~)
※4を追加で測定(2011/5/30~)
※5を追加で測定(2011/8/2~)
※6は検出限界値未満を() 内に検出限界値を示す。
※7 懸濁固形物により採取中止

- <測定箇所>
①4号T/汚濁処理南東
②プロセス主建屋北東
③プロセス主建屋南東
④プロセス主建屋南西
⑤堆体汚染物処理南西
⑥サイト/シバ汚濁南西
⑦焼却工作建屋 西側
⑧堆体汚染物処理南東
⑨サイト/シバ汚濁南東

6/7

4/7

2018年8月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一 廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所構内排水路分析結果

単位: Bq/L

採取日	A排水路		物揚場排水路	
	8月10日	8月11日	8月10日	8月11日
採取時刻	6:00	8:00	6:00	8:05
降雨量 (mm/日)	0	0.5	0	0.5
流量 (m ³ /秒)	解析中	解析中	解析中	解析中
Cs-134 (約2年)	ND(0.67)	ND(0.66)	ND(0.90)	ND(0.77)
Cs-137 (約30年)	6.3	3.2	7.2	6.7
全β	13	5.8	17	3.8
H-3 (約12年)	-	-	-	-

単位: Bq/L

採取日	K排水路		C排水路	
	8月10日	8月11日	8月10日	8月11日
採取時刻	6:00	6:00	6:00	6:00
降雨量 (mm/日)	0	0.5	0	0.5
流量 (m ³ /秒)	解析中	解析中	解析中	解析中
Cs-134 (約2年)	9.3*	3.4	ND(0.62)	ND(0.73)
Cs-137 (約30年)	100*	36	1.0	ND(0.80)
全β	160*	52	32	24
H-3 (約12年)	-	-	-	-

* 本枠内が今回公表データ。他は8月11日までにお知らせ済み。

* 測定対象外の項目は「-」と記す。

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

※ 降雨の影響により上昇したと考えられる。

2018年8月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一 廃炉推進カンパニー

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(1/2)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除く)

採取日	採取時刻	塩素(単位: ppm)	Cs-134(約2年)	Cs-137(約30年)	その他	γ	全β	H-3(約12年)	Sr-90(約29年)					
No.0-1	No.0-1-2	No.0-2	No.0-3-1	No.0-3-2	No.0-4	No.1	No.1-6	No.1-8	No.1-9(注)	No.1-11	No.1-12	No.1-14	No.1-16	No.1-17
地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔

採取日	採取時刻	塩素(単位: ppm)	Cs-134(約2年)	Cs-137(約30年)	その他	γ	全β	H-3(約12年)	Sr-90(約29年)					
12号機 ウエルポート 汲み上げ水	No.2	No.2-2	No.2-3	No.2-5(注)	No.2-6	No.2-7	No.2-8	2,3号機 改修ウエル 汲み上げ水	No.3	No.3-2	No.3-3	No.3-4	No.3-5(注)	3,4号機 改修ウエル 汲み上げ水
8月11日	7:42	420	ND(0.29)	1.3	260	分析中								

* NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き()内に検出限界値を示す。
* 測定対象外の項目は「-」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。
(注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

5/7

6/7

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(2/2)海水

単位: Bq/L

	福島第一 5,6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東茨城線北側)	福島第一 1号機 取水口 (遮水壁前)	福島第一 2号機 取水口 (遮水壁前)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日		
採取時刻	8:25	7:57	7:37	7:52	7:47	7:42	7:42	6:30	6:32	6:30		
Cs-134 (約2年)	ND(0.47)	ND(0.55)	1.0	1.4	1.2	1.1	1.1	ND(0.35)	ND(0.39)	ND(0.35)	60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.44)	3.7	14	14	15	12	12	0.82	1.3	0.82	90	10
全β	17	16	24	23	19	23	23	18	ND(15)	18		
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

単位: Bq/L

	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日	8月11日		
採取時刻	6:28	6:26	6:34	7:32	7:32	7:32	7:32	7:32	7:32		
Cs-134 (約2年)	ND(0.24)	ND(0.32)	ND(0.28)	ND(0.59)	ND(0.59)	ND(0.59)	ND(0.59)	ND(0.59)	ND(0.59)	60	10
Cs-137 (約30年)	0.53	0.58	1.1	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	90	10
全β	ND(15)	16	ND(15)	ND(15)	ND(15)	ND(15)	ND(15)	ND(15)	ND(15)	60,000	10,000
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

* 測定対象外の項目は「—」と記す。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

7/7

2018年8月12日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果

単位: Bq/L

項目	一時貯水タンクB (サンプルタンクB)		運用目録	告示濃度 限度 ※1	WHO飲料水 水質ガイドライン
	東京電力	第三者機関			
採取日	2018年8月8日	2018年8月8日			
採取時刻	8:32	8:32			
貯水量 [m ³]	620	620			
セシウム134	ND(0.76)	ND(0.64)	1	60	10
セシウム137	ND(0.46)	ND(0.54)	1	90	10
その他 ガンマ核種	検出なし	検出なし	※2 検出されないこと		
全ベータ	ND(2.3)	ND(0.39)	3(1) (注)		
トリチウム	770	840	1,500	60,000	10,000

* 第三者機関: 東北緑化環境保全株式会社

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

(注) 運用目録の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を1 Bq/Lに下げて実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
(別表第1第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※2 セシウム134, セシウム137の検出限界値「1 Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

15:09 受

様式0-1(1/2)

1/1

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第18506報)

平成30年 8月12日 14時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第18500報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクAに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時49分 ・排水終了 : 14時06分 ・排水量 : 488m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

18:47

災

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第18507報)

平成30年 8月12日 18時35分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第18504報にてお知らせした1号機原子炉建屋周辺に設置しているサブドレンピットNo. 206において、水位計偏差大の警報が発生し、サブドレン水位の監視ができなくなった件について、その後の状況をお知らせします。 現場にて、当該サブドレンピットの水位を実測したところ、各建屋の滞留水水位が当該サブドレン水位を超えていないことを確認しました。 また、12時03分にサブドレンのくみ上げは停止しています。 水位の状況は以下のとおりです。</p> <p>当該サブドレン水位 [15時20分] T. P 5,161mm (実測値)</p> <p>1号機原子炉建屋 [15時20分] 滞留水水位 T. P 156mm (塩分補正後) 水位差 5,005mm</p> <p>1号機廃棄物処理建屋 [15時20分] 滞留水水位 T. P 176mm (塩分補正後) 水位差 4,985mm</p> <p>なお、過去の水位の逆転の有無については引き続き調査してまいります。</p> <p>【公表区分: B統】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

19:52

受

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第18508報)

平成30年8月12日 19時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	平成23年3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第18504報他にてお知らせした1号機原子炉建屋周辺に設置しているサブドレンピットN.o. 206において、水位計偏差大の警報が発生し、サブドレン水位の監視ができなくなった件について、その後の状況をお知らせします。 現場確認の結果、当該サブドレンピットN.o. 206の水位計の位置が下にずれている状態が確認されました。今後、元の状態に復帰するように調整を実施します。 なお、同様の事象発生の可能性のあるその他のサブドレン水位計についても、準備が出来次第、水位計の現場確認を実施します。</p> <p>過去の水位の逆転の有無については引き続き調査してまいります。</p> <p>【公表区分：B続】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無(無)

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。